

8月1日から新しくなります

『国民健康保険』『後期高齢者医療』保険証



新しい保険証を7月下旬に郵送します

国民健康保険の保険証は世帯ごとに、後期高齢者医療の保険証は個人ごとに7月下旬に郵送します。

新しい保険証は8月1日から使用でき、有効期限が平成30年7月31日までとなっています。ただし、生年月日や保険証の種類などにより一部有効期限が異なりますので注意してください。

なお、古い保険証は新しい保険証を受け取った後、8月1日以降に破棄してください。



保険証は大切に保管を

保険の給付を受けるには、医療機関などにかかったときに必ず保険証の提示が必要です。大切に保管しましょう。

また、改正臓器移植法の施行に伴い、臓器提供の意思表示の有無について、裏面に記入することができますので利用してください。記入を隠すシールは、保険健康課にありますので、希望する人は申し出てください。

なお、記入を義務付けるものではありませんので、ご理解をお願いします。



国民健康保険でこんなときは届け出を

次の項目に該当する人は、保険健康課または有明支所、三会出張所で届け出を行ってください。

こんなとき	どうする	届け出の時に必要なもの
勤務先の健康保険証を持っているのに保険証が送られてきた	国民健康保険を脱退する手続きがされていないので、脱退の届け出が必要となります	・勤務先の保険証 ・国民健康保険証 ・印鑑
会社などを退職しているのに保険証が送られてこない	国民健康保険への加入の手続きがされていないので、加入の届け出が必要となります	・職場の健康保険をやめた証明書 ・印鑑



ジェネリック医薬品を活用しましょう！

国民健康保険では、皆さんが「ジェネリック医薬品」をさらに利用しやすくなるよう、「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証更新に併せて送付しています。

このシールを保険証に貼って、病院や薬局の窓口で提示することにより、ジェネリック医薬品への切り替えを、医師や薬剤師に伝えることができます。

シールは保険健康課などの窓口でも配布していますので、希望する人は気軽に申し出てください。



▶問い合わせ先 保険健康課 ☎ 63-1111 国民健康保険班（内線 231）
後期高齢・介護班（内線 233）